

⑭ 後期高齢者医療保険料率が決定しました

問 保険年金課(内線 142) 笠間支所保険福祉課(内線 72136) 岩間支所保険福祉課(内線 73181)

令和7年度における茨城県の後期高齢者医療保険料率は下のおり決定されました(保険料は県内一律となります)。

個人ごとの保険料額の決め方

1年間の保険料額 (100円未満切捨て) 賦課限度額：80万円	=	均等割額 被保険者 一人当たり 47,500円	+	所得割額 (賦課のもととなる金額) × 所得割率 9.66%
--	---	---	---	---

※賦課のもととなる金額＝総所得金額等－基礎控除額

※総所得金額等とは、前年の収入から必要経費(公的年金控除額や給与所得控除額など)を差引いたもので、社会保険料控除、配偶者控除などの各種所得控除前の金額です。なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。

※基礎控除とは、地方税法第314条の2第2項に規定されている額(前年の合計所得金額が2,400万円以下の場合には、43万円)となります。

※年度の途中で被保険者になられた方は、資格取得月からの月割りで保険料額が計算されます。

所得が低い方に対する均等割額の軽減

軽減割合	世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額等が次の場合
7割	① 43万円＋「10万円×(給与所得者等の数－1)」以下の世帯
5割	② 43万円＋「10万円×(給与所得者等の数－1)」 ＋「30万5千円×世帯の被保険者数」以下の世帯
2割	③ 43万円＋「10万円×(給与所得者等の数－1)」 ＋「56万円×世帯の被保険者数」以下の世帯

※収入が公的年金の方は、年金収入額から公的年金控除(年金収入額が330万円未満は110万円)を差し引き、65歳以上の方は、さらに高齢者特別控除(15万円)を差し引いて判定します。

※対象となる方には自動で適用されます。申請の必要はありません。

後期高齢者医療保険料は期限内に納付してください

後期高齢者医療保険に加入されている方に、保険料の納入通知書を7月11日(金)に発送予定です。納期限は7月31日(木)です。

なお、年金天引きの方の保険料額決定通知書は8月1日(金)に発送予定です。

年に一度は健康診査・がん検診を受けましょう。
日程は右の二次元コードからご確認ください。

